

議案第66号

権利の放棄（県営住宅家賃及び損害賠償金）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 権利放棄の内容

平成14年3月1日から平成17年5月31日までの鳥取県営住宅家賃及び契約解除から明け渡しまでの損害賠償金に係る未納付額の請求権について、権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

県営住宅家賃605,300円及び損害賠償金4,378,873円

3 相手方

債務者 米子市 個人

連帯保証人 鳥取市 個人

4 理由

債務者及び連帯保証人ともに、裁判所による免責許可決定が確定し、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。